

令和6年度長崎県農林技術開発センター先行移転に
伴う産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託仕様書

- (1) 業務内容
長崎県農林技術開発センター施設内（以下、「センター」という。）より排出される産業廃棄物収集・運搬及び処分を行うものとする。
- (2) 履行期限 令和7年3月14日限り
- (3) 履行場所 諫早市貝津町3118
詳細は別紙図面のとおりに
- (4) 作業日程等
収集運搬 令和7年1月14日～令和7年1月21日の間に収集運搬を完了する
処分 令和7年3月14日までに処分を完了する
- (4) 産業廃棄物の種類及び予定数量
混合（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、繊維くず）
数量 117.2m³
最終数量は、現場確認において確認した数量とする。なお、数量に、増減が生じた場合は、双方協議の上、変更契約の対象となり得ることも申し添えます。
- (5) 業務範囲
 - ① センター内に設定した産業廃棄物集積場から産業廃棄物の収集・運搬及び処分までの処理業務とする。
 - ② 産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。
 - ③ 収集場所等においては、取り残しがないよう最低限の清掃を行うこと。
- (6) 安全対策
 - ① 所内での収集・運搬作業に際しては、安全確保に注意を払うこと。
 - ② 作業中の事故等については、センター側は無関係とするので、所内職員や来客者に対する安全対策や保険等必要な措置をとること。
 - ③ 火気の取扱には特に注意し、所敷地内では禁煙とする。
- (7) 産業廃棄物税相当額について
 - ① 当該契約により排出され、長崎県又は他県の焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物については、産業廃棄物税相当額を委託料の積算に計上しているので、長崎県又は各県・政令市の産業廃棄物税条例に従い適正に処理すること。
なお、中間施設において焼却処理を行う場合は、当該処理にかかる産業廃棄物税額を当センターへ別途請求すること。
 - ② 契約期間中に課税特例の施設として認定を受けた場合は契約担任者にその旨の通知を行うこと。
- (8) 損害賠償
本契約の履行過程において、建物及び従属物に対し、請負者の責により損傷、破損、遺失等の損害を与えた場合は、建物及び従属物については原型復旧するものとする。
- (9) 業務報告
請負業者は、処分作業が完了したときは、直ちに業務終了報告書を提出すること。収集・運搬業務については、マニフェストB2票、B4票、B6票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。なお、業務の最終的な報告としてマニフェストE票は必ず提出すること。
- (10) その他
本業務を履行するために必要と認められる事項は、協議の上、適宜実施するものとし、本

仕様書に明記なき事項については、適宜センター管理部総務課員の指示により実施するものとする。